

# 岐阜県公報

号外(二) 平成二十九年 六月三十日

## 目次

### 告示

化学的酸素要求量に係る総量規制基準の一部改正 窒素含有量に係る総量規制基準の一部改正 りん含有量に係る総量規制基準の一部改正	(環境管理課) (同) (同)	一〇 一八 一四
水質汚濁防止法に基づく総量削減計画の決定	(環境管理課)	一九

## 告示

岐阜県告示第三百五十二号

化学的酸素要求量に係る総量規制基準(平成十九年岐阜県告示第四百三十七号)の一部を次のように改正し、平成二十九年九月一日から適用する。ただし、平成三十一年四月一日までの間は、Cc、Cc、Cco、Cci及びCcj(平成二十九年九月一日以後に増加する特定排水の量に対応するCcjを除く。)に相当する値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの値については、なお従前の例による。

平成二十九年六月三十日

岐阜県知事 古田 肇

別表を次のように改める。

別表  
化学的酸素要求量に係る総量規制基準

整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量 (単位 リットル につきミリグラム)			備考
		(1)	(2)	(3)	
二	畜産農業	一一〇	八〇	七〇	
三	天然ガス鉱業	六〇	六〇	六〇	
四	非金属鉱業	二〇	二〇	二〇	
五	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	四〇	四〇	三〇	
六	乳製品製造業	五〇	三〇	二〇	平成八年九月一日前の特定施設に係る量にあつては、第三欄(3)の値は、三〇とする。
七	畜産食料品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	五〇	五〇	三〇	
八	水産缶詰・瓶詰製造業	四〇	四〇	三〇	
九	寒天製造業	四〇	四〇	三〇	
一〇	魚肉ハム・ソーセージ製造業	六五	六五	六五	
一一	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	三〇	三〇	二〇	
一二	冷凍水産物製造業	三〇	三〇	二〇	
一三	冷凍水産食品製造業	四〇	四〇	三〇	
一四	水産食料品製造業(八の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	五〇	四〇	四〇	
一五	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	七〇	六〇	五〇	
一六	野菜漬物製造業	六〇	六〇	四〇	
一七	味そ製造業	八〇	七〇	三〇	
一八	しょう油・食用アミノ酸製造業	八〇	七〇	四〇	
一九	うまみ調味料製造業	二〇	二〇	二〇	
二〇	ソース製造業	三〇	三〇	三〇	
二一	食酢製造業	四〇	四〇	三〇	
二二	砂糖精製業	四〇	四〇	三〇	
二三	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	八五	六〇	三〇	
二四	小麦粉製造業	三〇	三〇	三〇	
二五	パン製造業	三〇	三〇	三〇	
二六	生菓子製造業	五〇	五〇	四〇	
二七	ビスケット類・干菓子製造業	四〇	四〇	三〇	
二八	米菓製造業	六〇	六〇	五〇	
二九	パン・菓子製造業(二五の項から前項までに掲げるものを除く。)	五〇	四〇	三〇	
三〇	植物油製造業	四〇	四〇	三〇	
三一	動物油脂製造業	四〇	四〇	三〇	
三二	食用油脂加工業	五〇	四〇	四〇	

三三	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	五〇	五〇	四〇	
三四	穀類でんぷん製造業	六〇	五〇	四〇	
三五	めん類製造業	四〇	三〇	三〇	
三六	豆腐・油揚げ製造業	五〇	四〇	三〇	
三七	あん類製造業	六〇	五〇	四〇	
三八	冷凍調理食品製造業	五〇	三〇	三〇	
三九	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	三〇	三〇	三〇	
四〇	清涼飲料製造業	五〇	四〇	三〇	
四一	果実酒製造業	三〇	三〇	三〇	
四二	ビール製造業	三〇	三〇	三〇	
四三	清酒製造業	七〇	四〇	三〇	
四四	蒸留酒・混成酒製造業	六〇	四〇	三〇	
四五	インスタントコーヒー製造業	二〇	二〇	二〇	
四六	配合飼料製造業	二〇	二〇	二〇	
四七	単体飼料製造業	二〇	二〇	二〇	
四八	有機質肥料製造業	二〇	二〇	二〇	
四九	たばこ製造業	三〇	二〇	二〇	
五〇	生糸製造業(副産糸精練業を含む。)	四〇	三〇	三〇	
五一	繊維工業(五一の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの	八五	八〇	八〇	
五二	繊維工業で麻製織工程に係るもの	九〇	九〇	九〇	
五三	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に附帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程」に含む。)に係るもの	四〇	四〇	三〇	
五四	繊維工業で織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に附帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程」に含む。)に係るもの	九〇	九〇	九〇	
五五	繊維工業で織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に附帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程」に含む。)に係るもの	九〇	九〇	九〇	
五六	繊維工業で織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に附帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程」に含む。)に係るもの	九〇	九〇	九〇	
五七	繊維工業で織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に附帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程」に含む。)に係るもの	九〇	九〇	九〇	
五八	繊維工業で織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に附帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程」に含む。)に係るもの	九〇	九〇	九〇	
五九	繊維工業で織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に附帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程」に含む。)に係るもの	九〇	九〇	九〇	
六〇	繊維工業で織物手加工染色整理に係るもの	九〇	九〇	九〇	













別表  
窒素含有量に係る総量規制基準

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量 (単位 リットルにつきミリグラム)	備考
二	畜産農業	九〇	
三	天然ガス鉱業	六〇	
四	非金属鉱業	六〇	
五	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	一五	
六	乳製品製造業	二五	
七	畜産食料品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	二五	
八	水産缶詰・瓶詰製造業	二〇	
九	寒天製造業	二五	
一〇	魚肉ハム・ソーセージ製造業	二〇	
一一	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	二五	
一二	冷凍水産物製造業	三五	
一三	冷凍水産食品製造業	三五	
一四	水産食料品製造業(八の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	四〇	
一五	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	二五	
一六	野菜漬物製造業	二〇	
一七	味噌製造業	二〇	
一八	しょう油・食用アミノ酸製造業	二五	
一九	うまみ調味料製造業	二〇	
二〇	ソース製造業	二〇	
二一	食酢製造業	二〇	
二二	砂糖精製業	一五	
二三	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	二五	
二四	小麦粉製造業	二〇	
二五	パン製造業	一五	
二六	生菓子製造業	一〇	
二七	ビスケット類・干菓子製造業	一五	
二八	米菓製造業	一〇	
二九	パン・菓子製造業(二五の項から前項までに掲げるものを除く。)	一〇	
三〇	植物油脂製造業	一〇	

六一	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	二五	一〇	
六二	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	一五	一〇	
六三	繊維工業で繊維雑品染色整理工程	二五	一〇	
六四	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	二五	一〇	
六五	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	三〇	一〇	綿織物捺染工程にあつては、第三欄(1)の値は、七〇とする。
六六	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	一〇	一〇	
六七	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	一〇	一〇	
六八	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	一〇	一〇	
六九	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	一〇	一〇	
七〇	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	一〇	一〇	
七一	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	一〇	一〇	
七二	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	一〇	一〇	
七三	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	一〇	一〇	
七四	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	一〇	一〇	
七五	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	一〇	一〇	
七六	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	一〇	一〇	
七七	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	一〇	一〇	
七八	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	一〇	一〇	
七九	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	一〇	一〇	
八〇	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	一〇	一〇	
八一	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	一〇	一〇	
八二	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	一〇	一〇	
八三	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	一〇	一〇	
八四	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	一〇	一〇	
八五	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	一〇	一〇	
八六	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	一〇	一〇	
八七	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	一〇	一〇	
八八	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	一〇	一〇	
八九	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	一〇	一〇	
九〇	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	一〇	一〇	
九一	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	一〇	一〇	
九二	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	一〇	一〇	
九三	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	一〇	一〇	
九四	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	一〇	一〇	
九五	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	一〇	一〇	
九六	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	一〇	一〇	
九七	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	一〇	一〇	
九八	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	一〇	一〇	
九九	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	一〇	一〇	
一〇〇	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	一〇	一〇	



一〇八	無機化学工業製品製造業(一〇五の項から前項までに掲げるものを除く。)	四〇	二〇	四	イットリウム酸化物製造工程にあつては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ六五、四〇とする。
一〇七	無機顔料製造業	二五	二〇	一	バナジウム化合物製造工程(塩析工程を有するものに限る。)にあつては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ二七〇〇、四〇とする。
一〇六	電炉工業	一五	一〇	二	酸化コバルト製造工程にあつては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ四一〇、四〇とする。
一〇五	ソーダ工業	一〇	一〇	三	モリブデン化合物製造工程(塩析工程を有するものに限る。)にあつては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ二二六〇、四〇とする。
一〇四	化学肥料製造業(前二項に掲げるものを除く。)	一〇	一〇	二	アンモニア誘導品製造工程にあつては、第三欄(1)及び(2)の値は、二〇〇とする。
一〇三	複合肥料製造業	一五	一〇	三	尿素製造工程にあつては、第三欄(1)及び(2)の値は、七二〇とする。
一〇二	窒素質・りん酸質肥料製造業	一五	一〇	一	アンモニア製造工程にあつては第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ四〇、三〇とする。
一〇一	製版業	二五	一〇		
九七	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(七六の項から前項までに掲げるものを除く。)	一五	一〇		
一〇〇	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	二五	一〇		
一〇九	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	四〇	一〇		酸化銀製造工程にあつては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ一四〇、四〇とする。
一〇	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	一五	一〇		窒素質又はその化合物を含有する原料を使用する工程にあつては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ八五、四〇とする。
一一	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	三五	一〇		窒素質又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ二〇、一五とする。
一二	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	一五	一〇		窒素質又はその化合物を原料又は乳化工助剤として使用するものにあつては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ五〇、二〇とする。
一三	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	一五	一〇		窒素質又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ三五、一五とする。
一四	石油化学系基礎製品製造業(一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。)	一五	一〇		窒素質又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ四五、二五とする。
一五	脂肪族系中間物製造業	一五	一〇		二 靑酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、第三欄(1)及び(2)の値は、三〇〇とする。
一六	メタン誘導品製造業	一五	一〇		
一七	発酵工業	一五	一〇		
一八	コーラタール製品製造業	三七〇	二五〇		

一一九	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	一五	一〇	室素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ五五、三〇とする。
一一〇	プラスチック製造業	二〇	一〇	室素又はその化合物を原料又は乳化学助剤として使用するものにあつては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ三五、一五とする。
一一一	合成ゴム製造業	二五	一〇	室素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ七〇、二五とする。
一一二	有機化学工業製品製造業(一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。)	五〇	一〇	一 室素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ八五、一五とする。 二 イソシアヌル酸及びその誘導品製造工程にあつては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ二二〇、一五とする。 三 メラミン製造工程にあつては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ二二〇〇、八五〇とする。 四 化学発泡剤製造工程(尿素を原料として使用するものに限る。)にあつては、第三欄(1)の値は、三五とする。
一一三	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	一〇	一〇	
一一四	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	一五	一〇	
一一五	合成繊維製造業	一〇	一〇	室素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ五〇、三五とする。
一一六	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	一〇	一〇	
一一七	石けん・合成洗剤製造業	一五	一〇	
一一八	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	一五	一〇	
一一九	塗料製造業	一五	一〇	
一二〇	印刷インキ製造業	一五	一〇	
一二一	医薬品原薬・製剤製造業	四〇	一〇	医薬品原薬製造工程(室素又はその化合物を原料として使用するものに限る。)にあつては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ八五、二〇とする。
一一二	医薬品製剤製造業	一〇	一〇	
一一三	生物学的製剤製造業	一〇	一〇	
一一四	生薬・漢方製剤製造業	一五	一〇	
一一五	動物用医薬品製造業	二五	一〇	
一一六	火薬類製造業	一五	一〇	
一一七	農薬製造業	七〇	一〇	
一一八	合成香料製造業	二〇	一〇	
一一九	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	一五	一〇	
一二〇	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	一五	一〇	
一二一	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)	二五	一〇	
一二二	写真感光材料製造業	一五	一〇	
一二三	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	一〇	一〇	
一二四	イオン交換樹脂製造業	一五	一〇	
一二五	化学工業(一〇二の項から前項までに掲げるものを除く。)	三五	一〇	
一二六	石油精製業	二〇	一〇	
一二七	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	二〇	一〇	
一二八	コークス製造業	五〇〇	三三〇	
一二九	石油コークス製造業	二〇	一〇	
一三〇	自動車タイヤ・チューブ製造業	二〇	一〇	
一三一	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	一五	一〇	
一三二	ゴム製品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	二五	一〇	
一三三	なめしかわ製造業	二〇	一〇	
一三四	毛皮製造業	一〇	一〇	
一三五	板ガラス製造業	一〇	一〇	
一三六	板ガラス加工業	一〇	一〇	
一三七	ガラス製加工素材製造業	一〇	一〇	
一三八	ガラス容器製造業	一〇	一〇	
一三九	理化学用・医療用ガラス器具製造業	一〇	一〇	
一四〇	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	一〇	一〇	
一四一	ガラス繊維(長繊維に限る。)	二〇	一〇	
一四二	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	二五	一〇	
一四三	ガラス・同製品製造業(一五六の項から前項までに掲げるものを除く。)	二〇	一〇	
一四四	生コンクリート製造業	一五	一〇	
一四五	コンクリート製品製造業	一五	一〇	

一九五	一九四	一九三	一九二	一九一	一九〇	一七九	一七八	一七六	一七五	一七三	一七二	一七〇	一六八	一六七												
銃鉄鋳物製造業(一九六の項及び一九七の項に掲げるものを除く。)	銃鉄製造業	鍛鋼製造業	鍛鋼製造業	表面処理鋼材製造業(一八七の項から前項までに掲げるものを除く。)	めっき鉄鋼線製造業	めっき鋼管製造業	亜鉛鉄板製造業	ブリキ製造業	伸線業	引抜鋼管製造業	磨棒鋼製造業	伸鉄業	鋼管製造業	冷間ロール成型形鋼製造業	冷間圧延業(一八二の項及び一八三の項に掲げるものを除く。)	熱間圧延業(一八二の項及び一八三の項に掲げるものを除く。)	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。))又は電気炉(単独電気炉を含む。))によるものに限る。)	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	フェロアロイ製造業	高炉による製鉄業	高炉による製鉄業	うわ製製造業	鋳物・土石粉砕等処理業	砕石製造業	黒鉛電極製造業	セメント製品製造業(前二項に掲げるものを除く。)
一〇	一〇	一〇	一〇	三〇	一五	一五	一〇	一〇	一五	一〇	一〇	一〇	一五	一五	一五	一五	二〇	一〇	一五	一〇	一五	一五	一五	一五	一五	一五
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
				ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ五五、四〇とする。											ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ五五、四〇とする。	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ五五、四〇とする。	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ五五、四〇とする。								コークス製造工程にあつては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ五〇〇、三二〇とする。 ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ五五、四〇とする。	
二〇九	二〇八	二〇七	二〇六	二〇五	二〇四	二〇三	二〇二	二〇一	二〇〇	一九九	一九八	一九七	一九六	一九五												
下水道業	ガス製造工場	精密機械器具製造業	輸送用機械器具製造業	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く。)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	電子回路製造業	一般機械器具製造業	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	電気めつき業	非鉄金属製造業	鉄鋼業(一七三の項から前項までに掲げるものを除く。)	鉄粉製造業	可鍛鉄製造業	鋳鉄管製造業	鑄鉄管製造業												
二五	一〇	一五	二五	二五	二五	三〇	四〇	三〇	三〇	一五	一〇	一〇	一〇	一〇												
二五	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇												
濃度の窒素を含有する汚水を多	一 活性汚泥法、標準散水ろ床法その他これらと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの(高				一 民生用電気機械器具製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)(にあつては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ三〇、一五とする。 二 半導体素子製造工程にあつては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ三〇、一五とする。			一 溶融めつき工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)(にあつては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ七〇、三五とする。 二 アルマイト加工工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)(にあつては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ七〇、三五とする。		窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあつては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ七〇、三五とする。	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ五五、四〇とする。															

二二〇	空瓶卸売業	二〇	一〇	量に受け入れて処理するものを除く。)にあつては、第三欄(1)及び(2)の値は、一五とする。
二二一	共同調理場(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第六条に規定する施設をいう。)	三〇	一〇	二 高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものにあつては、第三欄(1)及び(2)の値は、二五とする。
二二二	弁当仕出屋又は弁当製造業	二五	一〇	
二二三	飲食店	三五	一五	
二二四	旅館	四〇	一五	
二二五	リネンサプライ業	一五	一〇	
二二六	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	二〇	一〇	
二二八	写真業又は写真現像・焼付業	二五	一五	
二二九	自動車整備業	二〇	一〇	
二三〇	病院	三五	一五	
二三一	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇人以上のものに限る。)	五五	二五	第二欄に規定する表又は建築基準法施行令第三十二条第三項第二号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ二五、二〇とする。
二三二	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇人以下二〇一人以上のものに限る。)	六〇	二〇	第二欄に規定する表又は建築基準法施行令第三十二条第三項第二号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第三欄(1)の値は、三〇とする。
二二三	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)	四〇	二五	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ三〇、一五とする。
二二四	ごみ処理業	二〇	一〇	
二二五	廃油処理業	一〇	一〇	
二二六	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)	四〇	二〇	
二二七	死亡獣畜取扱業	二五	一五	
二二八	と畜場	四五	一五	
二二九	中央卸売市場	二〇	一五	

二二〇	地方卸売市場	二五	一五
二二二	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則第一条の二各号に掲げるものをいう。)	三〇	一五
二二三	二の項から前項までに分類されないもの	三五	一〇

岐阜県告示第三百五十四号

りん含有量に係る総量規制基準(平成十九年岐阜県告示第四百三十九号)の一部を次のように改正し、平成二十九年九月一日から適用する。ただし、平成三十一年四月一日までの間は、 $C_p$ 、 $C_{p0}$ 及び $C_{pi}$ (平成二十九年九月一日以後に増加する特定排出水の量に対応する $C_{pi}$ を除く。)に相当する値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの値については、なお従前の例による。

平成二十九年六月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

別表を次のように改める。

別表  
りん含有量に係る総量規制基準

整理番号	業種その他の区分	りん含有量 (単位一リットルにつきミグラム)	備考
二	畜産農業	(1) 八	
三	天然ガス鉱業	(2)	
四	非金属鉱業		
五	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業		
六	乳製品製造業		
七	畜産食料品製造業(前二項に掲げるものを除く。)		
八	水産缶詰・瓶詰製造業		
九	寒天製造業		
一〇	魚肉ハム・ソーセージ製造業		
一一	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)		
一二	冷凍水産物製造業		
一三	冷凍水産食品製造業		
一四	水産食料品製造業(八の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)		
一五	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業		
一六	野菜漬物製造業		
一七	味噌製造業		
一八	しょう油・食用アミノ酸製造業		
一九	うまみ調味料製造業		
二〇	ソース製造業		
二一	食酢製造業		
二二	砂糖精製業		
二三	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業		
二四	小麦粉製造業		
二五	パン製造業		
二六	生菓子製造業		
二七	ビスケット類・干菓子製造業		
二八	米菓製造業		
二九	パン・菓子製造業(二五の項から前項までに掲げるものを除く。)		
三〇	植物油脂製造業		
三一	動物油脂製造業		

六三	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)	三	
六二	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)	三・五	
六一	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)	四・五	
六〇	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)	四	
五九	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)	五・五	
五八	繊維工業で麻製織工程に係るもの	一	
五七	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケツト加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)	二	
五五	繊維工業(五一の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの	三・五	
五一	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)	二	
五〇	有機質肥料製造業	一・五	
四九	単体飼料製造業	二	
四八	配合飼料製造業	二	
四七	インスタントコーヒー製造業	二・五	
四五	蒸留酒・混成酒製造業	三	
四四	清涼飲料製造業	三・五	
四三	果実酒製造業	一・五	
四二	ビール製造業	三	
四一	清涼飲料製造業	一・五	
四〇	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	三・五	
三九	冷凍調理食品製造業	六・五	
三八	あん類製造業	三・五	
三七	豆腐・油揚げ製造業	六	
三五	めん類製造業	五	
三四	穀類でんぶん製造業	三・五	
三三	酵母剤製造業	二	
三二	食用油脂加工業	三・五	



一〇七	無機顔料製造業	無機化学工業製品製造業(一〇五の項から前項までに掲げるものを除く。)	二	一	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第三欄(1)の値は、五とする。
一〇八	石油化学系基礎製品製造業(脂肪族系中間物製造工程に係るもの)	石油化学系基礎製品製造業(脂肪族系中間物製造工程に係るものを除く。)	三	一	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ七、四とする。
一一〇	石油化学系基礎製品製造業(環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの)	石油化学系基礎製品製造業(環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るものを除く。)	一	一	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第三欄(1)の値は、二・五とする。
一一一	石油化学系基礎製品製造業(プラスチック製造工程に係るもの)	石油化学系基礎製品製造業(プラスチック製造工程に係るものを除く。)	二・五	一	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第三欄(1)の値は、三とする。
一一二	石油化学系基礎製品製造業(合成ゴム製造工程に係るもの)	石油化学系基礎製品製造業(合成ゴム製造工程に係るものを除く。)	一	一	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第三欄(1)の値は、三とする。
一一三	石油化学系基礎製品製造業(有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。))に係るもの	石油化学系基礎製品製造業(有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。))に係るものを除く。)	二	一	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ五、二・五とする。
一一四	石油化学系基礎製品製造業(一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。)	石油化学系基礎製品製造業(一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。)	一	一	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ五、二・五とする。
一一五	脂肪族系中間物製造業	脂肪族系中間物製造業	一・五	一	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ五、二・五とする。
一一六	メタン誘導品製造業	メタン誘導品製造業	二	一	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ五、二・五とする。
一一七	発酵工業	発酵工業	一・五	一	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ五、二・五とする。
一一八	コールドロール製品製造業	コールドロール製品製造業	二	一	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ五、二・五とする。
一一九	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	一・五	一	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ五、二・五とする。
一二〇	プラスチック製造業	プラスチック製造業	一・五	一	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ五、二・五とする。
一二一	合成ゴム製造業	合成ゴム製造業	二	一	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ五、二・五とする。
一二二	有機化学工業製品製造業(一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。)	有機化学工業製品製造業(一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。)	五	一	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第三欄(1)の値は、六・五とする。
一二三	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	二	一	有機りん系農薬原体製造工程にあつては、第三欄(1)の値は、六・五とする。
一二四	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	二	一	有機りん系農薬原体製造工程にあつては、第三欄(1)の値は、六・五とする。
一二五	合成繊維製造業	合成繊維製造業	一	一	有機りん系農薬原体製造工程にあつては、第三欄(1)の値は、六・五とする。
一二六	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	二	一	有機りん系農薬原体製造工程にあつては、第三欄(1)の値は、六・五とする。
一二七	石けん・合成洗剤製造業	石けん・合成洗剤製造業	二	一	有機りん系農薬原体製造工程にあつては、第三欄(1)の値は、六・五とする。
一二八	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	二・五	一	
一二九	塗料製造業	塗料製造業	一・五	一	
一三〇	印刷インキ製造業	印刷インキ製造業	二	一	
一三一	医薬品原薬・製剤製造業	医薬品原薬・製剤製造業	三	一	医薬品原薬製造工程(りん又はその化合物を原料として使用するものに限る。)にあつては、第三欄(1)の値は、八とする。
一三二	医薬品製剤製造業	医薬品製剤製造業	一	一	
一三三	生物学的製剤製造業	生物学的製剤製造業	一	一	
一三四	生薬・漢方製剤製造業	生薬・漢方製剤製造業	二	一	
一三五	動物用医薬品製造業	動物用医薬品製造業	五	一	
一三六	火薬類製造業	火薬類製造業	一・五	一	
一三七	農薬製造業	農薬製造業	五・五	一	
一三八	合成香料製造業	合成香料製造業	二	一	
一三九	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	二	一	
一四〇	化粧品・歯磨き・その他の化粧用調剤品製造業	化粧品・歯磨き・その他の化粧用調剤品製造業	二	一	
一四一	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)	三・五	一	
一四二	写真感光材料製造業	写真感光材料製造業	一・五	一	
一四三	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	一・五	一	
一四四	イオン交換樹脂製造業	イオン交換樹脂製造業	一	一	
一四五	化学工業(一〇二の項から前項までに掲げるものを除く。)	化学工業(一〇二の項から前項までに掲げるものを除く。)	二・五	一	
一四六	石油精製業	石油精製業	一	一	
一四七	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	一・五	一	
一四八	コークス製造業	コークス製造業	二	一	
一四九	自動車タイヤ・チューブ製造業	自動車タイヤ・チューブ製造業	一・五	一	
一五〇	ゴム製品製造業(ラテックス成型型洗浄工程に係るもの)	ゴム製品製造業(ラテックス成型型洗浄工程に係るもの)	一・五	一	
一五一	ゴム製品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	ゴム製品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	二・五	一	
一五二	なめしかわ製造業	なめしかわ製造業	二	一	
一五三	毛皮製造業	毛皮製造業	二	一	
一五四	板ガラス製造業	板ガラス製造業	一	一	
一五五	板ガラス加工業	板ガラス加工業	一	一	
一五六	ガラス製加工素材製造業	ガラス製加工素材製造業	一・五	一	
一五七	ガラス容器製造業	ガラス容器製造業	一	一	
一五八	理化学用・医療用ガラス器具製造業	理化学用・医療用ガラス器具製造業	一	一	
一五九	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	一	一	
一六〇	ガラス繊維(長繊維に限る。)	ガラス繊維(長繊維に限る。)	一・五	一	
一六一	同製品製造業	同製品製造業	一	一	



<p>水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第四條の三の規定に基づき総量削減</p>	<p>水質汚濁防止法に基づく総量削減計画の決定</p>	<p>公 示</p>	<p>二二〇 病院</p>	<p>四・五</p>	<p>二</p>	<p>第二欄に規定する表又は建築基準法施行令第三十二條第三項第二号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第三欄(1)及び(2)の値は、二とする。</p>
			<p>二二二</p>	<p>八</p>	<p>三</p>	<p>第二欄に規定する表又は建築基準法施行令第三十二條第三項第二号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ二・五、二とする。</p>
			<p>二二三</p>	<p>八</p>	<p>三</p>	<p>第二欄に規定する表又は建築基準法施行令第三十二條第三項第二号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ二・五、二とする。</p>
			<p>二二四</p>	<p>一・五</p>	<p>一</p>	<p>第二欄に規定する表又は建築基準法施行令第三十二條第三項第二号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ三、二とする。</p>
			<p>二二五</p>	<p>一</p>	<p>一</p>	<p>第二欄に規定する表又は建築基準法施行令第三十二條第三項第二号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ三、二とする。</p>

減計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年六月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（岐阜県）

この総量削減計画は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第4条の3の規定に基づき、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第2号イに掲げる区域（以下「指定地域」という。）について、平成28年9月30日付け化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（伊勢湾）に定められた目標とする削減後の汚濁負荷量の総量（以下「削減目標量」という。）を達成するため、必要な事項を定めるものである。

1 削減の目標

平成31年度を目標年度とする発生源別の削減目標量は、次のとおりとする。

(1) 化学的酸素要求量について

表1 発生源別の削減目標量

	削減目標量 (t/日)	(参考) 平成26年度の削減 目標量 (t/日)	(参考) 平成26年度の排出 量(実績) (t/日)
生活排水	12	14	14
産業排水	16	17	16
その他	6	6	6
合計	34	37	36

(注) 1 生活排水とは、日常生活に伴い排出される、し尿や炊事、洗濯、入浴等の排水をいう。

2 産業排水とは、物品の製造、加工等に係る工場や事業場からの排水をいう。

3 その他とは、生活排水及び産業排水以外に排出されるもので、山林、農地等の土地や家畜等に由来するものをいう。

(2) 窒素含有量について

表2 発生源別の削減目標量

	削減目標量 (t/日)	(参考) 平成26年度の削減 目標量 (t/日)	(参考) 平成26年度の排出 量(実績) (t/日)
生活排水	7	8	8
産業排水	3	4	3
その他	19	19	19
合計	29	31	30

(3) りん含有量について

表3 発生源別の削減目標量

	削減目標量 (t/日)	(参考) 平成26年度の削減 目標量 (t/日)	(参考) 平成26年度の排出 量(実績) (t/日)
生活排水	0.7	0.9	0.8
産業排水	0.4	0.5	0.5
その他	0.7	0.7	0.6
合計	1.8	2.1	1.9

2 削減目標量の達成のための方途

当県では、県民総参加による「清流の国ぎふ」づくりに向けて、森・里・川・海が一体となった環境保全を推進している。

本県の豊かで美しい「清流の国ぎふ」を自然と人間との関わりの中で維持・保全し、その恵みを新たな世代に引き継いでいくための清流を守る施策の一つとして水質総量削減に取り組むことにより、削減目標の達成を図り、伊勢湾の水環境改善につなげていくものとする。

(1) 生活系排水対策

伊勢湾の汚濁負荷量の削減を図るためには、工場・事業場排水はもとより、汚濁負荷割合の大きい生活排水を適正かつ効率的に処理することが必要である。

このため、市町村等と協力しながら、地域の実情に応じ、下水道、浄化槽、農業集落排水施設等の生活排水処理施設及びし尿処理施設の整備及び高度処理化、適正な維持管理の徹底等の生活排水対策を計画的に推進することにより、汚濁負荷量の削減を図るものとする。

ア 下水道の整備等

下水道については、流域別下水道整備総合計画との整合を図りつつ、その整備を促進するとともに、水洗化の促進等を図るものとする。

また、下水道終末処理場については、維持管理の徹底により排水水質の安定及び向上に努めるとともに、窒素及びりん除去の高度処理の導入について、伊勢湾の状況及び下水道の普及状況を勘案しつつ、その実施を図るものとする。

合流式下水道については、既存施設を活用した越流水の貯留等により越流水の低減に努めるものとする。

表4 下水道に関する見込み

	平成31年度	(参考)

		平成 26 年度末実績
行政人口 (千人)	1, 9 2 5	1, 9 6 4
処理人口 (千人)	1, 2 6 3	1, 2 2 2

(注) 指定地域内各市町村の積上げにより算出。

イ その他の生活排水処理施設の整備

浄化槽については、浄化槽設置整備事業費補助制度の活用等により、その整備を促進するものとする。また、建築基準法、浄化槽法等に基づき、適正な設置並びに定期検査及び保守点検・清掃の徹底を図ることにより、排水水質の安定及び向上に努めるものとする。

なお、既設の単独処理浄化槽については、地域の実情に応じ合併処理浄化槽への転換等を促進し、生活雑排水対策を図るものとする。

農業集落排水施設については、農業振興地域において、その整備を進めるとともに、水洗化の促進を図るものとする。

し尿処理施設については、市町村の一般廃棄物処理計画に基づき、整備を促進するとともに、処理施設の維持管理の徹底及び高度処理の導入により、排水水質の安定及び向上に努めるものとする。

ウ 家庭における生活排水対策

家庭からの生活排水による汚濁負荷量を削減するため、水質汚濁防止法第 14 条の 5 の規定に基づき、市町村と協力し、従来から進めている調理くず、廃食用油等の適正処理、洗剤の適正使用等の家庭でできる発生源対策についての普及啓発に努める。

また、特に生活排水対策の実施が必要な地域として指定している生活排水対策重点地域においては、引き続き市町村が主体となり、計画的、総合的な生活排水対策を推進するものとする。

(2) 産業系排水対策

ア 総量規制基準の設定

指定地域内事業場(指定地域内に立地し、一日当たりの平均排水量が 50 立方メートル以上のものをいう。以下同じ。)については、汚濁負荷量の削減のために取られた対策とその難易度、原材料等の使用の実態、排水処理技術水準の動向、費用対効果、除去率の季節変動等を考慮し、適切な総量規制基準を定め、立入検査、水質検査等を行い、その遵守を徹底することにより、汚濁負荷量の削減を図るものとする。

新・増設の施設については、既設の施設に比べ、より高度な技術の導入が可能

であることに鑑み、より厳しい総量規制基準を設定し、汚濁負荷量の削減を図るものとする。

C<sub>0</sub>等の値等については、「化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」(平成 18 年環境省告示第 134 号、平成 28 年一部改正)、「窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」(平成 18 年環境省告示第 135 号、平成 28 年一部改正)及び「りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」(平成 18 年環境省告示第 136 号、平成 28 年一部改正)により定めることとし、一部の業種については、排水量等により区分するなど、業種等の実態を考慮して適切に設定するものとする。

また、事業場の立入指導の際の排水の確認、負荷量調査等を通じ正確な値の把握に努めるものとする。

イ 総量規制基準の適用されない事業場等に対する対策

総量規制基準の適用されない工場・事業場のうち、「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」(昭和 46 年岐阜県条例第 33 号)及び「岐阜県公害防止条例」(昭和 43 年岐阜県条例第 35 号)の排水規制の対象となっていないものについては、立入検査又は水質検査を行い汚濁負荷量の削減についての指導を行うものとする。

また、水質汚濁防止法等法令の排水規制の適用を受けない工場・事業場については、排水の実態等を考慮し、水質汚濁防止法第 14 条の 4 の事業者の責務規定に基づき、「小規模事業場排水対策マニュアル」(平成 13 年 3 月環境省環境管理局)等により適正な排水処理について指導等を行うとともに、講習会等を通じて、汚濁負荷量の削減につながる取組を普及するものとする。

(3) その他の汚濁発生源に係る対策

その他の汚濁発生源については、「清流の国ぎふ森林・環境税」も活用しながら、地域における発生特性を踏まえきめ細かな対策を講じるとともに、発生源が多岐にわたることから汚濁負荷の実態に応じた削減努力を促し、汚濁負荷量の削減を図るものとする。

特に、当県は、県土の 80%以上を山林が占めており、森・里・川・海のつながりや、健全な水循環に果たす森林の働きを意識することも重要である。

ア 山林からの負荷削減対策

山林は、相対的に当県の窒素発生源の多くを占めているが、一方で、山林は、雨水中の窒素分を吸収し、河川への流出を抑制する役割も果たしていることから、山林の機能を適切に維持・管理することが重要である。このため、溪間工や山腹工等の実施や間伐等の適切な森林整備を促進し、水源

かん養機能や山地災害の防止及び土壌保全機能の維持・向上を図るものとする。

イ 農地からの負荷削減対策

「ぎふクリーン農業推進基本方針」(平成7年3月策定)、「岐阜県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」(平成11年11月策定)、「岐阜県有機農業推進計画」(平成27年3月策定)等に基づき、農業が本来持つ環境保全機能を維持・増進しながら、生産性と環境の調和を考慮し、エコファーマーの認定促進、有機農業への参入促進、地域でまとまって環境負荷を低減する先進的な営農活動の支援、施肥量の適正化、化学肥料の使用の抑制等による環境負荷の軽減などに配慮した環境保全型農業を一層推進することにより、農地に由来する汚濁負荷量の削減を図るものとする。

また、生物の生息環境に配慮した農業水路の整備や水田魚道の設置等を推進し、生物による地域的な物質循環の回復につなげるとともに、農業水路の泥上げ等の地域ぐるみでの農地や農業水路等の適切な保全活動を推進するものとする。

ウ 畜産排水対策

畜産排水については、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」(平成11年法律第112号)、「岐阜県畜産経営環境保全対策指導方針」(昭和49年5月22日制定)等に基づき、家畜排せつ物の適正管理等の指導を行うとともに家畜排せつ物処理施設へのふん尿分離装置の導入等の補完的又は性能向上を目指した整備等により、家畜排せつ物に由来する汚濁負荷量の削減を図るとともに、耕畜連携の強化による堆肥の地域内利用を推進するものとする。

3 その他汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に関し必要な事項

(1) 河川・水路における汚濁負荷削減

ア 河川・水路の自然環境に配慮した整備  
河川を改修する際には、水辺に生息する動植物への影響に配慮した工法を用いて、自然環境の保全及び回復に努め、生物による自然な浄化機能の回復につなげるものとする。

イ 河川・水路の浄化施設の活用  
直接浄化施設による河川及び水路の水質浄化を継続するものとする。

ウ 浄化用水の導入  
停滞性の河川水域等へ浄化用水を導入し、河川環境の保全及び河川が本来持つている浄化機能の回復につなげるものとする。

エ 底質汚泥の除去

底質汚泥からの栄養塩類の放出抑制につながるため、副次的に底質汚泥を除去することとなる河川の土砂除去を行うものとする。

(2) 監視体制の整備

公共用水域の水質汚濁の状況及び汚濁負荷量の削減状況を正確に把握し、有効かつ適切な対策を講ずるため、公共用水域の水質監視、指定地域内事業場に対する立入検査の実施及びその他の発生源に対する指導、効果的な監視体制の充実を図るものとする。

(3) 普及啓発等

水質総量削減をより効果的に推進するためには、事業者及び県民の理解と協力が必要であるため、関係市町村と協力し、自治体の広報紙やホームページ等により水質総量削減の主旨及び内容について理解を求めるとともに、協力体制の強化を図るものとする。

また、海のない当県においては、県民の一人ひとりが、森・里・川・海のつながりを意識するとともに、汚濁負荷量の削減に取り組むことが重要である。

ア 事業者に対する普及啓発

各種団体が実施する研修会等を通じ、本計画の主旨及び内容の周知徹底に努め、総量規制基準の遵守及び汚濁負荷量の削減のための努力と協力を要請するものとする。

イ 県民に対する普及啓発

農地や農業用水等の大切さを学ぶ「ぎふ水土里のプロジェクト」に関連した事業や、水生生物を観察し、河川の水質を調べる「カワゲラウオッチング」、森・里・川・海のフィールドで環境学習をした子ども達の交流を図る「ぎふ清流未来の会議」、自然と積極的に関わる姿勢や環境保全意識を育むことを目的とした「森と水との環境教育推進事業」、「清流の国ぎふ上下流交流ツアー」等の環境学習を推進するとともに、「世界農業遺産に認定された「清流長良川の鮎」(里川シズテム)について広く発信することを通じ、水質保全意識の普及啓発に努めるものとする。

また、家庭での生活排水対策を目的とした「ブルーリバー作戦」、各家庭での生活排水対策の実践と地域住民への啓発を行う「清流調査隊」等や、河川清掃等の県民協働による地域活動への参加等、負荷削減の実践に努めるよう啓発を行う。

(4) 調査研究体制の充実

環境保全型農業を推進するため、化学肥料の使用量を減らした栽培技術、肥料

や農業の減量につながる生育が強健で病気に強い品種の育成、及び畜産排せつ物の有効利用技術等の確立を目指すなど、調査研究等の充実に努めるものとする。

- (5) 中小企業者等への支援措置等  
資金の融資及び技術指導に努め、水質汚濁防止施設の整備等を促進するものとする。

平成二十九年六月三十日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社